

(3) 農業経営負担軽減支援資金

[~ 制度資金以外の負債整理が必要な方向け ~]

資 金 の 種 類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資 金 の 内 容 ・ 使 途
<p>農業経営負担軽減支援資金</p> <p>【貸付利率】（※） 0.70</p> <p>【償還期限】 10（3） 特に必要と認める場合 15（3）</p>	<p>営農負債（営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債）の借換え</p> <p>ただし、当該負債が制度資金（株式会社日本政策金融公庫が融通する資金、農業近代化資金、経営資金、農業改良資金、旧就農支援資金その他国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助又は利子助成補助を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助又は利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金をいう）である場合には、貸付利率が年5.0%以下のものは対象としない。</p>

注1：貸付利率は、令和5年7月20日現在

2：「貸付利率」欄の※

国による貸付当初5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。（第2章の1の(5)のアの(イ)参照。（P6））

3：債務保証の当初5年間の保証料免除が講じられる場合がある。（第2章の1の(5)のエ参照。（P6））

貸 付 限 度 額	貸 付 対 象 者
<p>営農負債（営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債）の残高</p>	<p>負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人にあつては、次のすべての要件を満たすものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有しており、経営改善計画書を作成し、その確実な実行と融資の確実な返済が見込まれること。 (2) 農業所得が総所得の過半を占めていること。 (3) 貸付けを受ける者（その者が60歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。 (4) 現に負債に係る約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。 2 法人にあつては、次のすべての要件を満たすものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1の(1)及び(4)の要件を満たすこと。 (2) 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。 3 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者